最終更新日：2015年7月6日

西菱電機株式会社
代表取締役社長　西岡　伸明
問合せ先：取締役　経営企画本部　副本部長　藤原　敏夫（072-771-3811）
証券コード：4341
http://www.seiryodenki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を永続的に高め、全ての利害関係者に貢献するために、経営の効率性を追求し、社会的責任を果たすことが重要であると考えます。このために経営の監督機能と執行機能を分離するとともに、情報開示の迅速化に努めております。これにより経営上の意思決定、執行に係るコーポレート・ガバナンスを有効に機能させ内部統制機能を強化すると同時に、経営の透明性及び健全性の確保を推進しております。さらには、法令・社内規則の遵守及び企業倫理をも含め、従業員等への社内教育制度を充実しコンプライアンスに対する意識の周知徹底・強化に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三菱電機株式会社	812,000	23.20
西岡伸明	614,000	17.54
西岡孝	280,000	8.00
西菱電機従業員持株会	123,200	3.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	83,000	2.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	59,000	1.68
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
秦康明	41,000	1.17
後呂勝博	40,000	1.14
和田昌彦	39,900	1.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、平成27年３月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小西新太郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小西新太郎	○	株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。	(招聘理由) 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 (独立役員指定理由) 当社は、同氏が代表取締役社長として兼職する小西酒造株式会社と当社の間に資本関係や取引関係もないため、真に独立した立場から監督するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれが全くないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（監査役と会計監査人の連携状況）
期末及び四半期末においては、会計監査人の監査メモに基づき意見交換及び討議を行い、期中においては適宜情報交換を実施しております。

（監査役と内部監査部門の連携状況）
内部監査部門より内部監査報告書を監査役に提供しているほか、内部監査部門や子会社の監査役と定期的な情報交換を行っております。
また内部監査の実査に監査役が立ち会うこともあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池内久夫	他の会社の出身者													
森弘史	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			（招聘理由） 金融機関（現 株式会社三井住友銀行）出身であり、財務・会計に関する識見及び事業会社の専務取締役として携わった幅広い経営経験に基づく識見を有しております。 （独立役員指定理由）

池内久夫	○	株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。	当社は株式会社三井住友銀行との取引関係はあるものの、その融資高や他行との取引関係との比較においても、事業等の意思決定に対して影響を与える関係ではないと判断しております。池内氏本人においても同行を退社して既に長期間（10年）が経過しているため、真に独立した立場から監視するという趣旨を十分に満たしていることにより、一般株主との利益相反が生じるおそれが全くないと判断しております。
森弘史		その他の関係会社出身	（招聘理由） 長年にわたり培ってきた財務及び会計に関する知見を当社監査体制の強化に活かして頂きたいためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

従来の退職慰労金と役員賞与を基本報酬（月額）に組み入れ、より業績との連動性を高めた報酬制度としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に取締役に支払った報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、取締役会事務局が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っています。
社外取締役は、取締役会において、独立した立場から意思決定に関与する役員として、経営状況・業務執行の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求めることなどにより、経営監督機能としての役割を期待しております。
社外監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役と連携して経営の監視に必要な情報を共有しているほか、内部監査担当、会計監査人及び内部統制部門と連携をとり、必要に応じて協議・情報交換等を行うことにより、業務の適正性の確保に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（業務執行）
当社は、監査役制度採用会社であります。当社の取締役会は、取締役6名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名及び監査・法務・輸出管理・知的財産・CSR担当取締役1名を含む）で構成し、監査役3名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）出席のもと、毎月1回以上開催しております。取締役会では、経営方針の決定他、業績の進捗状況等が報告されております。
また、当社は執行役員制を採用しており、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することにより意思決定の迅速化と責任の明確化を図っております。取締役は執行役員の業務執行を監視する役割をも担っております。常勤取締役・監査役・執行役員・本部長・事業部長・支社長・室長で構成される執行役員会議を毎月1回開催し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、経営戦略の進捗状況・現状分析等を議論・検討しているほか、経営上の重要事項について意見を交換し、一部事項について決定しております。
なお、当社と社外取締役1名、監査役3名は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

（監査）
監査役監査については、「監査役監査基準」を制定し、監査役3名（株式会社東京証券取引所の定める独立役員1名を含む）が、この基準に則り取締役会・執行役員会議などの重要な会議への出席、社内決裁書類のチェック等を実施することにより取締役の職務執行、重要事項の審議・決定の監視を実施しております。また、当社の監査役が子会社の監査役を兼務あるいは内部監査部門の経験者を子会社の監査役に選任することや定期的な情報交換等を通じて、企業グループの監査を効率的に実施する体制を確保しております。
取締役や内部監査部門との定期的な情報交換、重要な会議等では会社業務の実情を直接聞き質問できる体制にするなど監査役の監査を実効あらしめるための措置を講じております。
現在、監査役会を補助するスタッフは置いておりませんが、内部監査の専門部署として監査室（2名）を設置しており、内部管理体制のチェック、各部門の業務の実施状況の実態調査など、グループ内の業務全般を監査し、業務の適正性を点検しております。内部監査の実施にあたっては、監査担当取締役、監査役、会計監査人が一体となり、内部統制の強化にも取り組んでおります。

（会計監査人）
当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法における監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、独立した第三者として財務諸表監査を実施し、当社との間で監査結果等について適宜意見交換をしております。

・業務を執行した公認会計士の氏名
　指定有限責任社員　業務執行社員：川合弘泰、中田信之
・会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士5名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

現在、当社は、社外取締役を1名選任しております。社外取締役は、独立した立場から適宜業務執行の適法性や妥当性について監督を頂く役割を担っております。また、監査役3名のうち2名を社外監査役としております。社外監査役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、取締役 の職務執行、重要事項の審議・決定を監視する役割を担っております。
当社としては、これらの社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月25日に開催した定時株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日よりも5日早く発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様のご出席を賜り、当社の方針をご理解頂くため従前より集中日を避けた開催を行っております
その他	招集通知および決議通知を、当社ホームページに掲載しております。 株主総会において、ビジュアルプレゼンテーションを実施しております。 当社の事業紹介ビデオ・沿革ビデオを株主総会開始前に放映し、当社をご理解いただくための取組を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	・IR最新情報を掲載（プレスリリース、コーポレートガバナンス、業績・財務情報、IRライブラリー、IRカレンダー、株式情報、配当情報、個人投資家の皆様に対する当社の概要をご理解頂くための情報等）。 ・URL：http://www.seiryodenki.co.jp/company/	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IR担当役員：取締役　経営企画本部　副本部長　藤原　敏夫 ・IR事務連絡責任者：執行役員　人事総務部長　前田　真昭	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・すべての人々に信頼される情報通信サービスの提供を行うために、開発・製造・販売・修理部門で品質マネジメントシステムISO9001認証を、全社で環境マネジメントシステムISO14001認証を取得しております。 ・情報セキュリティポリシーを定め、この方針のもと、全社でプライバシーマーク認証を、開発部門で情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社取締役は、忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を立案するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開いたします。
各項目毎の施策は、次の通りです。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は、保存場所・情報セキュリティ、保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにいたします。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時においては社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施いたします。万一これらの事態が発生した場合には、危機管理規則、事業継続計画（BCP）等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し、損害を最小限に抑える方策を実施いたします。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。
(1)取締役会で決定された経営目標を各部門において具体化することにより経営計画を策定し、毎月開催される「執行役員会議」において進捗状況をフォローし、必要に応じて見直しを行うことにより目標の共有化に基づく業務執行の効率化を図ります。
(2)執行役員制度を導入し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、業務の重複を防ぎ効率的に業務を遂行いたします。
(3)金融商品取引法（第24条の4の4）に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用いたします。

・当社社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
コンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は様々な場において、全社へ周知徹底するとともに、次のような施策を実施いたします。
(1)「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知いたします。
(2)「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」「個人情報保護管理規程」「インサイダー取引等管理規程」「安全衛生管理規程」「内部通報制度規程」「安全保障輸出管理規定」その他のコンプライアンスの実効性を担保するための社内規則を制定・運用いたします。
(3)コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施いたします。
(4)「内部通報制度規程」に基づき、外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用いたします。
(5)社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。
(6)反社会的勢力と関係を遮断し今後も取引その他一切の関係をもたないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書への必要な条項を規定するなど徹底した運用を行います。

・企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制
当社は、当社と企業グループを形成する4つの子会社（すべて完全子会社）に対して、グループとしての業務の適正を確保するために、次のような施策を実施いたします。
(1)子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないよう留意いたします。
(2)「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。
(3)子会社を当社の安全衛生管理、情報セキュリティ管理に関する委員会のメンバーとして情報と問題意識を共有いたします。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導いたします。
(4)企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにいたします。
(5)子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施いたします。
(6)各子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導いたします。

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施いたします。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置しておりませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討いたします。
(1)監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにいたします。
(2)監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けると共に、情報を共有化いたします。
(3)監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはございません。
(4)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なものでない場合を除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担いたします。
(5)監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制整備として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本的な方針としております。
当社の体制は危機管理の一環として対応窓口を明確にし、警察・顧問弁護士等の外部専門機関との連携・協力により、反社会的勢力に対して予防、排除の対応を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（適時開示体制の概要）

1. 適時開示に関する基本的な考え方
当社は、創業以来、情報通信分野において、優れたサービスを通して株主・顧客・従業員をはじめ会社に係るすべての人々に喜びを与えることを経営理念としてまいりました。
今後も、会社としての使命と責任を果たし、会社が永続的に発展し長期的な株主利益の最大化を目指すため、会社情報の適時開示が極めて重要であると考えております。

2. 適時開示の担当部署と役割
当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うために、社内規則（危機管理規則及びインサイダー取引等管理規程等）に従って、以下の担当部署が適時開示すべき情報を取り扱います。
・情報の集約・管理は、経営企画担当役員が行い、代表取締役社長に第一次報告を行います。
・情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討については経営企画担当役員が中心となって、経理部長、人事総務部長、当該案件担当役員、担当本部長・事業部長・支社長等で「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に準じて協議します。当社の重要事実等証券取引所の定める会社情報の適時開示については、情報取扱責任者である経営企画担当役員の指揮のもとに人事総務部長が担当します。

3. 会社情報の適時開示に関する社内体制
・当社及び子会社において内部情報が発生した場合には、本部長・事業部長・支社長等、本社管理部門長及び子会社社長から、経営企画担当役員に直ちに報告します。
・報告を受けた経営企画担当役員は、内部情報管理を徹底しつつ、内部情報の重要性等を検討し適時開示すべき情報であると判断した場合、適時情報取扱責任者である経営企画担当役員が、速やかに適時開示のための措置を行います。

4. 東京証券取引所への適時開示
・情報取扱責任者は、決定事項及び決算事項については代表取締役社長に報告し、取締役会承認後遅滞無く適時開示を行います。発生事実は発生後、代表取締役社長に報告し遅滞無く適時開示を行います。

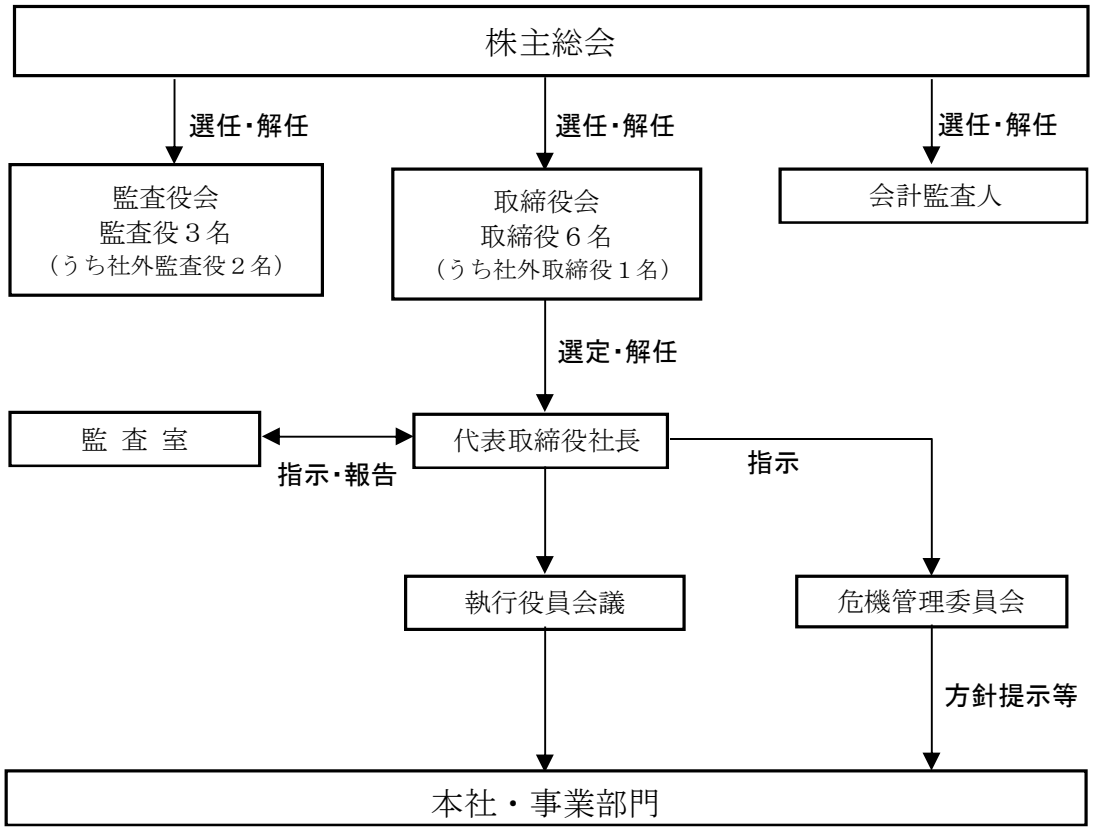
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監査役３名
（うち社外監査役２名）
取締役会
取締役６名
（うち社外取締役１名）
会計監査人
選定・解任
監 査 室
指示・報告
代表取締役社長
指示
執行役員会議
危機管理委員会
方針提示等
本社・事業部門

適時開示体制の概要（模式図）

